

東北地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議の設置及び
令和８年度集中監視月間出発式等の実施について

令和８年９月３０日
公正取引委員会事務総局東北事務所
国土交通省 東北運輸局
経済産業省 東北経済産業局

１ 「物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」の設置

公正取引委員会、国土交通省及び中小企業庁は、物流分野における取引の適正化のために、連携しながら製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」という。）等の迅速かつ厳正な執行に取り組んでいます。

今般、物流分野全体の取引適正化のために、取適法等の執行連携を更に強化するとともに、日本全国で取適法の違反行為及び貨物自動車運送事業法等の違反の原因となる行為（違反原因行為）の監視を強化するため、公正取引委員会東北事務所は、東北運輸局及び東北経済産業局とともに、「東北地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を設置することとしました。

２ 「集中監視月間」における合同荷主パトロール出発式の開催

公正取引委員会東北事務所、東北運輸局及び東北経済産業局は、国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Ｇメンによる「集中監視月間」（令和８年１０月及び１１月）において、荷主事業者に対する合同荷主パトロール等を実施することとし、その出発式を下記のとおり執り行います。

【問い合わせ先】

○取適法に関すること

公正取引委員会事務総局 東北事務所 取引適正化調査課

電話 ０２２－２２５－８４２０（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

○トラック・物流Ｇメン、合同パトロール、取材対応に関すること

国土交通省 東北運輸局 自動車交通部 貨物課

電話 ０２２－７９１－７５３１（直通）

ホームページ <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/index.html>

○受託中小企業振興法に関すること

経済産業省 東北経済産業局 産業部 取引適正化推進室

電話 ０２２－２１７－０４１７（直通）

ホームページ <https://www.tohoku.meti.go.jp/>

記

- ・ 日 時 令和8年10月7日（水）11時00分～11時30分まで
- ・ 場 所 仙台第4合同庁舎2階 会議室
（仙台市宮城野区鉄砲町1番地）
- ・ 取材申込 出発式は取材・撮影が可能です。
取材・撮影を希望される方は、10月6日（火）13時00分までに、以下の必要事項を記載の上、メールでお申込みください。
件 名：【撮影・取材希望】出発式
本 文：氏名（ふりがな）、会社名・所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）
送付先：tth-tohoku-kamotsuka●ki.mlit.go.jp
<「●」の部分をアットマークに変えて入力してください。>

3 宮城県における合同荷主パトロールの実施

上記2の出発式終了後、荷主事業者等による取適法の違反行為や貨物自動車運送事業法等の違反原因行為の未然防止、受託中小企業振興法の普及啓発の観点から、荷主事業者等の営業所、物流拠点に対する3機関合同の荷主パトロールを下記のとおり実施します。

記

- ・ 日 時 令和8年10月7日（水）13時00分～
- ・ 場 所 宮城県仙台市宮城野区 ほか
- ・ 内 容 公正取引委員会東北事務所、東北運輸局及び東北経済産業局の担当者による荷主事業者等に対する取適法や改正物流法の周知啓発活動
- ・ 取材申込 合同荷主パトロールは取材・撮影が可能です。
申込み方法は上記2と同様です。件名につきましては「【撮影・取材希望】合同荷主パトロール」としてください。
出発式とパトロール両方への取材を希望される場合は、件名を「【撮影・取材希望】出発式及び合同荷主パトロール」としていただき、それぞれに来られる方の氏名、会社名・所属、連絡先等を記載してください。